

○大和市心身障害者医療費助成条例

(目的)

第1条 この条例は、心身障害者の保健の向上を図るため、医療費の一部（以下「医療費」という。）を助成し、もって心身障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、次項各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- (1) 本市が行う国民健康保険の被保険者
- (2) 本市に居住している者（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。以下同じ。）で規則で定める社会保険の被保険者若しくは組合員又は被扶養者
- (3) 本市に居住している者で本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者
- (4) 大和市後期高齢者医療に関する条例（平成19年大和市条例第39号）第3条に規定する被保険者
- (5) 本市に居住している者で神奈川県後期高齢者医療広域連合以外が行う後期高齢者医療の被保険者

2 前項に規定する要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受け、かつ、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「別表」という。）に掲げる級別が1級又は2級に該当する者であること。
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所において知能指数が35以下と判定された者であること。
- (3) 身体障害者手帳の交付を受け、かつ、別表に掲げる級別が3級に該当する者で前号に規定する児童相談所又は知的障害者更生相談所において知能指数が50以下と判定されたものであること。
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表に掲げる障害等級が1級に該当する者であること。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による医療支援給付を受けている者
- (2) 本市以外の市町村又は特別区が行う国民健康保険の被保険者のうち当該市町村又は特別区から医療費の助成を受けることができる者
- (3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合以外の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者のうち当該広域連合の区域内の市町村又は特別区から医療費の助成を受けることができる者
- (4) 65歳以上である者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 65歳に達する日前から前項各号のいずれかに該当していた者（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を申請する際に添えた医師の診断書の記載日において65歳に達していなかった者で、当該申請に基づき65歳に達した日以後に同項第1号、第3号又は第4号のいずれかに該当するに至ったものを含む。）で、65歳に達した日以後も引き続き該当しているもの

イ 65歳に達する日前から次のいずれかに該当していた者（身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳を申請する際に添えた医師の診断書の記載日において65歳に達していなかった者で、当該申請に基づき65歳に達した日以後に（ア）又は（ウ）のいずれかに該当するに至ったものを含む。）で、65歳に達した日以後に前項各号のいずれかに該当するに至ったもの

（ア） 身体障害者手帳の交付を受けた者

（イ） 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者

（ウ） 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第23条第2号に掲げる精神障害を支給事由とする給付を受けていた者を含む。）

（5） 前年（1月から6月までの間に第4条の規定による申請をした者にあつては、前々年）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第10条に規定する政令で定める範囲の所得とする。）が、同法第26条の5において準用する同法第20条に規定する額を超える者（助成の額）

第3条 市長は、対象者が医療を受ける場合に要する費用（前条第2項第4号に該当する者の入院に係るものを除く。）のうち、市町村若しくは特別区が行う国民健康保険その他規則で定める社会保険又は他の法令により対象者が負担すべき額から規則で定める額を控除した額を助成する。

（申請）

第4条 医療費の助成を受けようとする場合は、市長に申請しなければならない。

（医療証の交付）

第5条 市長は、前条に規定する申請があつたときは、これを審査し、適当と認める者に対し助成の決定をするとともに、医療証を交付するものとする。

（助成期間）

第6条 医療費の助成は、前条に規定する助成の決定をした日から行い、第2条第1項及び第2項の規定による要件が消滅する日まで行う。

（助成方法）

第7条 医療費の助成は、保険医療機関（市内の病院、診療所及び施術所並びに市外の病院等のうち市長が認めるもの）及び保険薬局（市内の保険薬局及び市外の保険薬局のうち市長が認めるもの）に対して支払うことにより行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、直接対象者に支払うことにより行うことができる。

（医療費助成の制限）

第8条 市長は、対象者が当該医療費の助成原因である疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金

額を返還させることができる。

(不正利得による返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により医療費の助成を受けた者があるときは、助成した額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(譲渡及び担保の禁止)

第10条 医療費の助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和47年10月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第49号)

- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日から適用し、同日前に受けた療養の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (昭和50年条例第12号)

- 1 この条例は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市国民健康保険条例および大和市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例施行の日以後に受けた療養から適用し、同日前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則 (昭和57年条例第27号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に受けた療養の給付に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則 (平成8年条例第7号)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の大和市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に医療費の助成の申請があったものについて適用する。

附 則 (平成9年条例第2号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成9年条例第23号)

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大和市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に給付が行われた医療に係る医療費について適用する。

附 則 (平成11年条例第3号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年条例第12号)

この条例中第1条及び第3条の規定は公布の日から、第2条及び第4条の規定は平成17年4月1日か

ら施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成24年6月29日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第2条第3項に第5号を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第3項第4号の規定は、施行日前から引き続き改正前の同条第2項各号のいずれかに該当している者（身体障害者手帳を申請する際に添えた医師の診断書の記載日が施行日前であって、当該申請に基づき施行日以後に同項第1号又は第3号のいずれかに該当するに至った者を含む。）については、適用しない。

附 則（平成26年9月30日条例第20号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。